

# 私学助成幼稚園や国立大学附属幼稚園を利用する保護者の皆さまへ

無償化に伴い、世帯の収入や多子世帯の状況に応じて、副食費分が市から給付される場合があります。

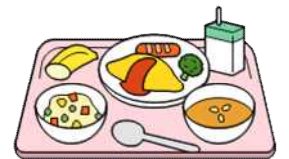
No.9

## 1 対象者・対象範囲

- ◆ 年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子どもが対象です。  
※年収360万円未満相当の判断は、世帯構成や年収等により決定される市町村民税額を元に市が行います。

世帯収入	第1子	第2子	第3子以降
年収360万円未満相当	副食費給付	副食費給付	副食費給付
年収360万円以上相当	副食費保護者負担		副食費給付

- ◆ 給付の対象となるのは、副食費（おかず代やおやつ代等）のみです。
- ◆ 主食費（米、麺、パン等）は給付の対象外です。
- ◆ 給付上限額(4,500円)までの範囲で、保護者が実際に園に支払った副食費代が給付されます。



## 2 多子世帯の第3子カウント方法

- ◆ 多子世帯の第3子のカウント方法は、小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。



対象となる方への給付方法については、時期・回数等について市で検討中です。

《問い合わせ先》

宮崎市役所 福祉部 子ども未来局 保育幼稚園課（電話：0985-21-1774）